

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を開設しようとする者は、 **A** を受けなければならない。ただし、 **B** 無線局で総務省令で定めるもの等電波法第4条（無線局の開設）ただし書に定めるものについては、この限りでない。
- ② ①による  **A** が無いのに無線局を開設した者は、 **C** に処する。

A	B	C
1 総務大臣の免許	発射する電波が著しく微弱な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 総務大臣の免許	小規模な	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
3 総務大臣の登録	発射する電波が著しく微弱な	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
4 総務大臣の登録	小規模な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

[2] 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、その無線設備を運用するためにはどうしなければならないか。電波法（第18条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なくその工事が終了した旨を総務大臣に届けた後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 登録点検事業者又は登録外国点検事業者の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 無線設備の変更の工事を実施した旨を無線検査簿に記載し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

[3] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により  **A** することのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その  **B** を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

A	B
1 電波の発射を直ちに停止	発射する電波の周波数
2 電波の発射を直ちに停止	無線設備の設置場所
3 空中線電力を直ちに變更	発射する電波の周波数
4 空中線電力を直ちに變更	無線設備の設置場所

[4] 次に掲げるもののうち、「無給電中継装置」の定義として正しいものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電源として太陽電池を使用して自動的に中継する装置をいう。
- 2 受信装置のみによって電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 3 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 4 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合しているものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	G 1 C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	ファクシミリ
2	F 3 E	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
3	F 9 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4	G 7 W	角度変調であって位相変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン(映像に限る。)

[6] 次に掲げるもののうち、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作に該当するものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30メガヘルツ未満の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 2 陸上の無線局の空中線電力500ワット以上の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを除く。）で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 3 陸上の無線局の空中線電力10ワット以下の無線設備（多重無線設備を除く。）の技術操作
- 4 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

[7] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、 B は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- |  |  |
|--|--|
| <p><b>A</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 無線設備の設置場所</li> <li>2 無線設備の設置場所</li> <li>3 無線設備の工事設計</li> <li>4 無線設備の工事設計</li> </ol> | <p><b>B</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電波の型式及び周波数</li> <li>2 電波の型式、周波数及び空中線電力</li> <li>3 電波の型式及び周波数</li> <li>4 電波の型式、周波数及び空中線電力</li> </ol> |
|--|--|

[8] 次に掲げるもののうち、電波を発射して無線機器の試験又は調整を行っているとき、しばしばその電波の周波数により聴守を行って確かめなければならないこととなっているものはどれか。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局から停止の要求がないかどうか。
- 2 受信機が最良の感度に調整されているかどうか。
- 3 空中線電力の偏差が許容値を超えていないかどうか。
- 4 その電波の周波数の偏差が許容値を超えていないかどうか。

[9] その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められ、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局が、その発射する電波の質を総務省令の定めるものに適合するよう措置したときは、どうしなければならないか。電波法（第72条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちにその電波を発射する。
- 2 その旨を総務大臣に申し出る。
- 3 電波の発射を開始した後、その旨を総務大臣に申し出る。
- 4 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。

[10] 次の記述は、総務大臣が免許人に対して行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が  A 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 B 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて  C を制限することができる。

A	B	C
1 電波法、電気通信事業法	3箇月	周波数若しくは空中線電力
2 電波法、電気通信事業法	6箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
3 電波法、放送法	3箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
4 電波法、放送法	6箇月	周波数若しくは空中線電力

[11] 次の記述のうち、無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許証を失ったとき。
- 2 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 3 正当な理由がないのに、無線通信の業務に3年以上従事しなかったとき。
- 4 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

[12] 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を  A ときは、その旨を総務大臣に  B 。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 C 以内にその免許状を返納しなければならない。

A	B	C
1 廃止する	届け出なければならない	1箇月
2 廃止する	申請しなければならない	3箇月
3 廃止した	申請しなければならない	1箇月
4 廃止した	届け出なければならない	3箇月